

新潟県信用保証協会役員給与規程

(目 的)

第1条 この規程は、本協会役員の給料、調整手当、報酬、期末手当、通勤手当及び退職手当（以下「給与等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(給料及び調整手当)

第2条 常勤役員は、理事会にはかり会長がこれを定める。

- 2 常勤役員は、調整手当は、給料の20%の範囲で会長がこれを定める。
- 3 非常勤役員に対しては、給与等は支給しない。

第3条 給料及び調整手当は、月額をもって定め発令の日から日割計算とし、退職又は死亡の場合はその月分の全額を本人又は遺族に支給する。

(報 酬)

第4条 第2条第3項の規定にかかわらず、非常勤の監事が監事規程（平成20年9月4日制定）第4条に定める職務を執行した場合には、報酬を支払うことができる。

- 2 前項の規定による非常勤の監事の報酬は、理事会にはかり会長がこれを定める。

(期末手当)

第5条 常勤役員であって3月1日、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者に対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前1ヵ月以内に退職し又は死亡した者についても同様とする。

第6条 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し又は死亡した者にあつては、退職し又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び調整手当の月額合計額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、3月に支給する場合には100分の50、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に基準日以前3ヵ月以内（基準日が12月1日であるときは6ヵ月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間		割 合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3ヵ月	6ヵ月	100分の100
2ヵ月15日以上3ヵ月未満	5ヵ月以上6ヵ月未満	100分の80
1ヵ月15日以上2ヵ月15日未満	3ヵ月以上5ヵ月未満	100分の60
1ヵ月15日未満	3ヵ月未満	100分の30

(通勤手当)

第7条 常勤役員に対しては、給与、福利厚生に関する規程（昭和37年4月1日付施行）の適用を受ける職員に対する支給の例により通勤手当を支給する。

(給料、期末手当及び通勤手当の支給日)

第8条 給料、期末手当及び通勤手当の支給日は、給与、福利厚生に関する規程の定める職員の例による。

(退職手当)

第9条 常勤役員が退職又は死亡したときは、その者又は遺族に対して退職手当を支給する。

2 退職手当は、退職又は死亡当時の給料月額に在職月数を乗じ、次に掲げる支給率を乗じて得た額とする。

ただし、1月に満たない日数は1月に切り上げる。

会 長	100分の30
専務理事	100分の25
常務理事	100分の25
常勤理事	100分の25
常勤監事	100分の20

3 常勤役員の就任した常勤役職が2以上ある場合の常勤役員の退職手当は、それぞれの役職について前項の方法により算出して得た額の合計額とする。ただし、この場合における給料月額は当該役員の退職又は死亡当時において定められている当該役職の給料月額によるものとし、給料月額については定めのないときは理事会にはかり会長が定める。

4 会長は特別の事情により必要と認めるときは、理事会の承認を得て、前2項の規定により算出した退職手当の額を増額若しくは減額し、支給することができる。